

一、反対尋問

- ・判例は学説のどの立場であると考えているのか。
- ・抽象的危険犯の定義をどのように考えているのか。
- ・共犯の実行従属性及び共犯の処罰根拠をどのように考えているのか。
- ・幫助(目張り行為)に対応する正犯の犯罪を何であると考えているのか。

二、立論

1、学説の検討

- (1) 片面的幫助の可否について、検察と同じA説 片面的幫助肯定説を採用する。
- (2) 幫助の因果関係の要否について、思うに共犯の処罰根拠は、正犯者を通じて法益侵害、その危険を惹起した点にある。そして、法益侵害、その危険を惹起したといえるためには、共犯行為と侵害結果の間に何らかの関係必要である。
よって、幫助犯の因果関係を必要とする 説 因果関係必要説を採用する。
- (3) 因果関係の内容について、条件関係を要求しないとすると、ある行為が無くてもある結果が発生したという場合に因果関係が肯定され、幫助犯が成立しうることになるが、それでは法益侵害、その危険を「惹起」したとはいえず、妥当でない。
そこで、幫助の因果関係の内容について、条件関係を要求するW説 正犯結果惹起説を採用する。

2、本問の検討

- (1) Yの罪責について
本問Yは殺人による強盗の計画、その実行から、強盗殺人の予備罪(237条)及び強盗殺人罪(236条 項)が成立し、両者の併合罪(45条)としての罪責を負う。
- (2) 甲の罪責について
まず、甲はYの強盗殺人(236条 項)の犯行を助ける目的で地下室入口戸の周囲に目張り行為を行っているが、実際にはその部屋は犯行に使われていないので、目張り行為が無ければ犯罪結果は発生しなかったとはいえず、その間の条件関係は否定され、因果関係が認められない。よって、強盗殺人罪の幫助(62条 項,236条 項)は成立せず、甲の目張り行為は不可罰である。
次に、甲はYの自動車に同乗して追従しているが、Yの犯行は計画通りに行われており、追従しなければ犯罪結果が発生しなかったとはいえず、その間の条件関係が否定され、因果関係が認められない。よって、追従行為にも強盗殺人罪の幫助(62条 項,236条 項)は成立せず、不可罰である。
- (3) 以上より、甲は、目張り行為及び追従行為について、何ら罪責を負わない。

以上